

第2回小樽市職員の政治資金規正法違反事件に関する調査委員会（議事概要）

- ・日 時 平成23年6月21日（火）17：50～19：00
- ・場 所 市役所本館2階市長応接室
- ・出席者 肘井委員長、結城副委員長、佐々木委員
(事務局) 総務部次長、総務課長、職員課長、係員
- ・配付資料 「市民の意見等の過去との比較」

1 議題

(1) 前回未整理事項の協議について

[議事録の公開等について]

- 議事録については、その内容を結論的にまとめた概要を公表することとした。
- 委員会の公表については、前回確認したように原則非公開、一定の要件・必要性により公開を判断する。概念的には、議事録の概要を公開することも、委員会の公表であるということを確認した。

[市民の意見を聴く方法]

- 委員から出された意見
 - ・ 一つは、パブリックコメントの手法が考えられる。ホームページに載せて、メール、FAX、何でも良いので意見を書いて送ってくださいというやり方。
 - ・ この問題に特化したもので、この委員会が主導的に市民の声を求めるという性格を出さないといけない。広く市民に分け隔てなく伝わる方法が必要。
 - ・ 御高齢の方や、インターネットを見ない方のために、意見の提出方法について新聞で報道していただくのが一つ。それと、広報誌にこの問題に特化して、載せるということが一つ。それから、紙を打ち出して、市役所に置いておくことも考えられる。
- どういった形ができるか事務局で検討することとした。

(2) 次回以降の進め方について

[調査の方法、調査対象者等]

- 事実認定のため、関係者のヒアリングを行う。
- 小樽市役所の政治風土などにも起因するのではないかとの意見があった。
- 対象者は、刑事処分対象者、前副市長、市長、職場のパワハラの関係で労働組合関係者。その他必要に応じて関係者からヒアリングを行うこととした。

- 日程については、今後詳細を調整することとするが、9月議会までの報告を目途に活動することとした。

2 その他

[年間に寄せられる市民の意見について]

事務局から、資料「市民の意見等の過去との比較」について説明
本資料は、市民の意見等で、統計的に記録しているものは無いが、広報広聴課で受け付けている苦情・要望等の件数をまとめたもの。